

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	エスケー化研株式会社
【英訳名】	SK KAKEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 実広
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号
【電話番号】	(072)621-7720(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 竹内 正博
【最寄りの連絡場所】	大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号
【電話番号】	(072)621-7720(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 竹内 正博
【縦覧に供する場所】	エスケー化研株式会社東京支社 (東京都新宿区高田馬場一丁目31番18号) エスケー化研株式会社横浜支店 (横浜市戸塚区品濃町549番地2) エスケー化研株式会社名古屋支店 (名古屋市西区菊井二丁目14番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第65期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

資本準備金3,137,178,458円のうち2,926,678,458円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を210,500,000円とするものであります。

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金400円（普通配当100円、特別配当300円）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 7,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、濱名正二を選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件(1)

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。

第12条 当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

第5号議案 株式分割の件

第4号議案及び第6号議案が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合 1株につき10株の割合とする

イ 分割の基準日 本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

ウ 分割の効力発生日 本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、4週間後の日

第6号議案 定款一部変更の件(2)

第4号議案及び第5号議案が承認可決され、第5号議案における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第5条を以下のとおり変更する。

第5条 当社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

第7号議案 定款一部変更の件(3)

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。

第12条 当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

第8号議案 自己株式の消却の件

第7号議案が承認可決されることを条件として、保有する自己株式394,560株を消却する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	25,900	52	82	（注）1	可決（99.49%）
第2号議案	24,613	1,339	82	（注）1	可決（94.54%）
第3号議案 濱名 正二	19,118	6,834	82	（注）2	可決（73.43%）

< 株主提案（第4号議案から第8号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第4号議案	6,978	19,032	24	（注）3	否決（26.80%）
第5号議案	-	-	-	-	-（注）4
第6号議案	-	-	-	-	-（注）4
第7号議案	7,275	18,735	24	（注）3	否決（27.94%）
第8号議案	-	-	-	-	-（注）5

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による
- 4．本件は、第4号議案の承認可決が前提条件となっておりますが、第4号議案が否決となり、効力を生じないことが確定したため、採決しておりません。
- 5．本件は、第7号議案の承認可決が前提条件となっておりますが、第7号議案が否決となり、効力を生じないことが確定したため、採決しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
 該当事項はありません。

以 上